

## (仮称) 障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる 北九州市づくり条例の骨子（案）【説明資料】

### 条例の名称

障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくり条例

#### 【考え方】

本市では、通常「北九州市〇〇条例」という名称を用いますが、「障害」という言葉を冒頭に置くことで、目的をより分かりやすくするとともに、「誰もが共に生きる北九州市」を目指すという決意を込めた名称とします。

#### 【有識者会議での主な意見】

- ・「差別解消」や「差別禁止」は一般の人にはきつい表現ではないか。
- ・誰もが、様々な環境の中で共に生きていく社会を目指すことから「差別解消」に加え、「共生社会（共に生きる）」という言葉が必要。

### 1 前文

- 共生社会の実現の必要性
- 障害福祉のまちづくりや障害を理由とする差別の解消に向けたこれまでの取組み
- 障害のある人への差別の実態や差別の解消に向けた課題
- 市、事業者及び市民が一体となって障害を理由とする差別の解消に取組む決意

#### 【考え方】

障害のある人への差別の実態やその解消に向けた課題、市全体で差別の解消に取組む決意などを示し、本条例の制定趣旨を明確にします。

### 2 目的

- 北九州市における障害を理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務（役割）を明らかにするとともに、障害及び障害のある人に関する理解の促進その他の障害を理由とする差別の解消のための基本的な事項を定める。
- これにより、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする。

#### 【考え方】

障害を理由とする差別の解消を推進し、共生社会の実現を目指すことを明確にします。

### 3 定義

- 「障害のある人」とは、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病に起因する障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 「社会的障壁」とは、障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 「障害を理由とする差別」とは、不当な差別的取扱いをすること又は合理的配慮を行わないことをいう。
- 「不当な差別的取扱い」とは、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害又は障害に関連する事由を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する、提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害のない人に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害のある人の権利利益を侵害することをいう。
- 「合理的配慮」とは、障害のある人の性別、年齢及び障害の状態に応じて行う必要かつ適切な現状の変更又は調整をいう。
- 「事業者」とは、市内で商業その他の事業を行う者をいう。

#### 【考え方】

本条例における用語を定義します。

障害の定義について、障害者差別解消法では「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害」とされていますが、発達障害及び難病については、個別の法律(発達障害者支援法等)が制定されていることなども踏まえ、「発達障害」を並列に表記し、新たに「難病に起因する障害」を加えることとします。

また、「障害者」という表記を、本条例では「障害のある人」と表記しています。

障害者権利条約や障害者基本法、障害者差別解消法では、「障害」について、個人の心身の機能の障害のみに起因するものでなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるとする、いわゆる「社会モデル」の考え方立脚しています。

このため、本条例では個人の属性としてのイメージがある「障害者」よりも「障害のある人」の方が適切な表現であると考え、この表記を使用しています。

## 4 基本理念

- 全ての障害のある人が、障害のない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。
- 何人も、不当な差別的取扱いにより障害のある人の権利利益を侵害してはならないこと。
- 社会的障壁の除去のために、合理的配慮を行うことが推進されること。
- 障害を理由とする差別の解消にあたっては、障害のある人との建設的な対話を通じて、相互理解を図りながら解決することを基本とすること。
- 全ての障害のある人は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。
- 障害のある女性については、障害に加えて性別による複合的な要因による差別を受けやすいこと、障害のある子どもについては、年齢に応じた適切な支援が必要であることなど、性別や年齢、状況等に応じた適切な配慮がなされること。

### 【考え方】

障害を理由とする差別の解消を推進する上での、基本的な理念を明確にします。

## 5 市、事業者、市民の責務や役割

- 市は、基本理念にのっとり、障害及び障害のある人に関する理解の促進を図るとともに、障害を理由とする差別の解消に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。
- 事業者は、基本理念にのっとり、障害及び障害のある人に関する理解を深める研修等の取組みを行うとともに、市が実施する障害を理由とする差別の解消に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 市民は、基本理念にのっとり、障害及び障害のある人に関する理解を深めるとともに、市が実施する障害を理由とする差別の解消に関する施策に協力するよう努めるものとする。

### 【考え方】

市、事業者及び市民の果たすべき責務や役割を明確にします。

## **6 障害を理由とする差別の禁止**

### **(1) 不当な差別的取扱いの禁止**

- 市及び事業者は、障害を理由として、次に掲げる取扱いその他の不当な差別的取扱いをしてはならない。

(福祉サービスの分野)

- 生命又は身体の保護のためにやむを得ないと認められる場合など合理的な理由がある場合を除き、福祉サービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付けること。
- 福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援を行うことなく、障害のある人の意思に反して、障害者支援施設などへの入所（入居を含む。）及び通所を強制すること。

(医療の分野)

- 生命又は身体の保護のためにやむを得ないと認められる場合など合理的な理由がある場合を除き、医療の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付けること。
- 法令に特別の定めがある場合など合理的な理由がある場合を除き、障害のある人の意思に反して、医療を受けることを強制すること。

(商品販売・サービス提供の分野)

- サービスの本質を著しく損なう場合など合理的な理由がある場合を除き、商品の販売又はサービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付けること。

(労働及び雇用の分野)

- 業務の性質上やむを得ない場合など合理的な理由がある場合を除き、応募若しくは採用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付けること。
- 業務を適切に遂行することができないと認められる場合など合理的な理由がある場合を除き、賃金、労働時間、配置、昇進、教育訓練、福利厚生その他の労働条件について不利益な取扱いをすること。

(教育の分野)

- 障害のある児童生徒又はその保護者の意見を聴かず、又は十分な情報提供を行わうことなく、就学する学校を決定すること。

(建築物及び公共交通機関の分野)

- 建物や車両などの構造上やむを得ないと認められる場合など合理的な理由がある場合を除き、建築物や公共交通機関の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付けること。

#### (不動産取引の分野)

- 建物の構造上やむを得ないと認められる場合など合理的な理由がある場合を除き、不動産の売買、賃貸、転貸又は賃借権の譲渡を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付けること。

#### (情報提供及び意思表示の分野)

- 情報を提供することにより他の者の権利利益を侵害する恐れがあると認められる場合など合理的な理由がある場合を除き、障害のある人に対する情報の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付けること。
- 障害のある人が用いる意思表示の方法ではその意思を確認することに著しい支障がある場合など合理的な理由がある場合を除き、障害のある人から意思表示を受けようとする者が、意思表示を受けることを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付けること。

### 【考え方】

不当な差別的取扱いに該当する行為について、障害のある人の生活に関わる主な分野ごとに具体的に規定します（差別の判断基準となる「ものさし」）。

なお、より個別的な事例についてはガイドライン等で示し、広く情報提供を行います。

### 【有識者会議での主な意見】

- ・生活領域ごとに差別的取扱いに該当する行為を具体的に例示例挙し、明確にすることにより、障害のある人及び事業者の双方にとってメリットがある。
- ・規定されている項目以外は差別に当たらないと、誤解されてしまうリスクがある。

## (2) 合理的配慮の提供

- 市は、その事務又は事業を行うに当たり、障害のある人(障害のある人が障害により意思の表明を行うことが困難である場合にあっては、当該障害のある人の家族その他の関係者からの意思の表明を含む。)から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、合理的配慮をしなければならない。
- 事業者は、その事業を行うに当たり、障害のある人(障害のある人が障害により意思の表明を行うことが困難である場合にあっては、当該障害のある人の家族その他の関係者からの意思の表明を含む。)から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、主体的かつ適切に、合理的配慮をするように努めなければならない。

## 【考え方】

社会的障壁の除去のための合理的配慮について規定します。

合理的配慮の提供について、事業者に関しては、本条例では障害者差別解消法と同様に努力義務としています。

これは、

- ・国は、「事業における障害者との関係が分野・業種・場面・状況によって様々であり、求められる配慮の内容・程度も多種多様である」ことから、法施行後3年を目途に相談事例等を踏まえて見直しの検討事項としていること
- ・合理的配慮の提供の基準が曖昧なことや具体的な事例の集積が不十分であることなどにより、義務化を不安視する事業者への配慮も必要であること
- ・福岡県条例は「努力義務」であり、県条例との整合性も必要であること

などの理由から、現時点で法的義務とすることは時期尚早であるとの考えによるものです。

ただし、本条例では、「主体的かつ適切に」という表現を用いることにより、「努力義務だから、してもしなくてもよい」といった恣意的な解釈ができるだけ少なくし、積極的な取組みを促すこととします。

## 【有識者会議での主な意見】

### <義務化を支持する意見>

- ・法的義務とすることで、「努力義務だから、してもしなくてもよい」などの恣意的な解釈を防止し、積極的な取組みが期待できる。

### <努力義務を支持する意見>

- ・過重な負担の判断基準や合理的配慮の具体的な事例の集積が十分でない中で、法的義務に踏み込むことは、事業者として混乱が生じる。

### <今後の施行状況等を踏まえて義務化の検討を支持する意見>

- ・事業者の規模も様々であり、また、障害や障害のある人に対する理解も進んでいない状況であることなどから、義務化には今後の状況を勘案して検討すべきである。

### <その他>

- ・努力義務とするのであれば、条例に「施行から3年後に見直しを行なう」旨を明記すべきある。

## 7 障害を理由とする差別に関する相談及び解決

### (相談)

- 障害のある人及びその家族等又は事業者は、市に対して、障害を理由とする差別に関する相談を行うことができる。
- 市は、相談を受けた場合は、事実確認、情報提供、助言、調整等を行う。

### (紛争解決を図るための調整機関の設置)

- 市は、障害を理由とする差別にかかる紛争の防止又は解決を図るため、調整機関を設置する。
- 調整機関は、委員7人以内で構成する。
- 委員は、障害のある人又はその家族、学識経験のある者、弁護士、事業者の代表、障害のある人の福祉に関する事業に従事する者その他市長が適当と認める者の中から、市長が任命する。
- 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (助言・あっせん)

- 障害のある人及びその家族等は、相談により事案の解決が図られない場合に、市長に対して、調整機関による助言・あっせんを求める旨の申し立てができる。
- 市長は、申立てに係る事実についての調査を行う。この場合、調査の対象者は正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。
- 市長は、調査の結果、必要があると認めるときは、調整機関に対し、助言・あっせんを行うことについて審議を求める。
- 調整機関は、必要があると認めるときは、助言・あっせんを行う。なお、助言・あっせんを行うにあたり、当該事案の関係者に対して、説明又は資料の提出を求めることができる。

### (勧告・公表)

- 調整機関は、事案の当事者が助言・あっせんに従わない場合は、市長に対して、事案の当事者への勧告を行うことを求めることができる。
- 市長は、調整機関からの求めに応じて、事案の当事者に対して、必要な措置を講じるよう勧告することができる。
- 市長は、正当な理由なく、当該勧告に従わない場合は、その旨を公表することができる。
- 市長は、公表しようとするときは、当該対象者に対し、意見陳述の機会を与えなければならない。

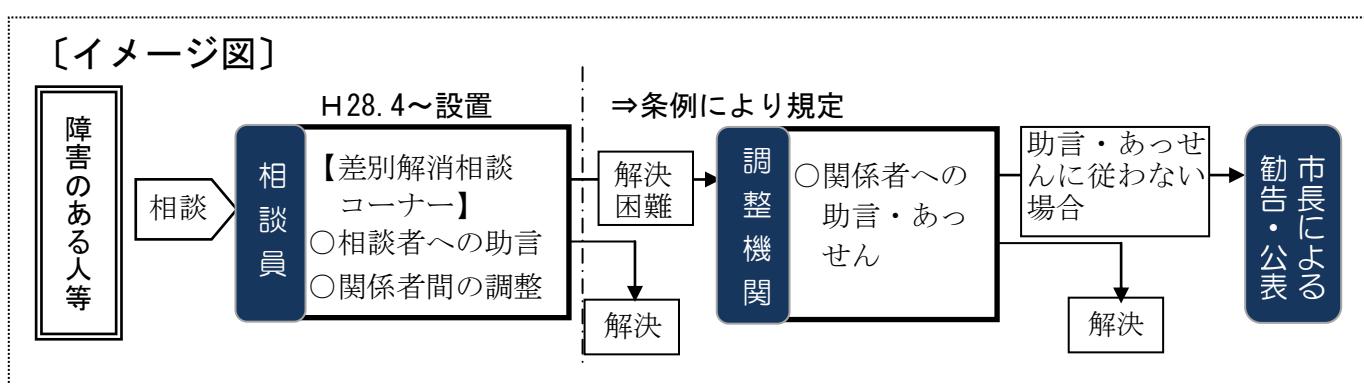
## 【考え方】

障害を理由とする差別の紛争の防止又は解決を図るための仕組みについて規定します。

解決が困難な差別事案に対して、公平・中立な立場から助言・あっせんを行う調整機関の設置や改善が見込めない場合等における、市長による勧告・公表を規定することにより、市として相談から事案の解決まで一貫して対応します。

なお、市長による公表については、

- ・差別の解消にあたっては、当事者間の建設的な話し合いにより解決を目指すものであるが、非常に悪質なケースで改善の見込みが期待できない場合においては、条例の実効性を確保する必要があること
  - ・市長の勧告までにとどめるよりも、公表まで規定するほうが抑止的効果が大きいこと
  - ・福岡県条例においても知事による公表を規定していることから、本条例においても公表の規定を設けることで、県と同様の紛争解決の仕組みが確保できること
- などの理由から、本条例においても規定するものです。



## 【有識者会議での主な意見】

<公表を支持する意見>

- ・条例の実効性の確保や抑止効果としての手段として望ましい。
- ・差別の解消に誠実に取組む事業者とのバランスを逸しないようにするためにも、悪質な事業者に対して公表することは理に適った対応。

<公表に対して慎重な意見>

- ・公表される側としては社会的な影響が大きい。

## **8 障害を理由とする差別を解消するための基本的な施策**

### (啓発活動の推進)

- 市は、事業者及び市民の障害や障害のある人に対する関心と理解を深めるため、障害のある人や関係団体の参画のもと、啓発その他必要な施策を推進するものとする。

### (情報の収集及び提供)

- 市は、不当な差別的取扱い及び合理的配慮の提供に関する事例又は障害を理由とする差別の解消に向けた取り組みに関する情報を集積し、市民に情報提供を行うものとする。

### (交流の機会の拡大)

- 市は、障害のある人と障害のない人、又は障害のある人同士の交流の機会の拡大及び充実を図り、その相互理解を促進するものとする。

### (表彰等)

- 市は、障害を理由とする差別を解消するための取組みに関し顕著な功績がある者について、その取組みを称賛するとともに、市民に周知するために表彰等を行うことができる。

### **【考え方】**

差別を解消するための基本的施策として、障害を理由とする差別を解消するために特に重要と考えられる、啓発活動の推進、情報の収集及び提供、交流の機会の拡大、表彰等について規定します。

啓発の推進にあたっては、本市は障害者団体と対等かつ良好な関係にあることを踏まえ、障害のある人や関係団体の参画のもとで、事業者への研修や市民啓発などを通して障害に対する理解の推進を図ります。

なお、障害者施策全般（福祉サービスの充実、教育の振興、雇用・就業の支援、文化芸術活動・スポーツ等の振興など）については、障害者基本法及び障害者総合支援法に基づき策定している「北九州市障害者支援計画」に沿って、各種事業を実施してまいります。